

6月16日・法律家6団体が共同アピール発表

集団的自衛権行使容認反対で一丸、日弁連も連帯

2014年6月20日

日本民主法律家協会改憲問題対策本部事務局長 弁護士大江京子

安倍首相が集団的自衛権の行使容認を閣議で決めるとしている情勢に対応して、日本民主法律家協会、青年法律家協会弁護士学者合同部会、自由法曹団、社会文化法律センター、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会の6団体は、6月16日、東京・新宿文化センターで、『集団的自衛権反対！法律家と市民の集い』を開催し、5月の安保法制懇、その後の安倍首相の基本方針、現在行われている与党協議などで示されている集団的自衛権の行使容認と、憲法解釈を内閣承認で行うという政府・与党の考え方に反対する共同声明を発表しました。この問題については、既に、日本弁護士連合会（日弁連）が反対を決議、傘下の52単位会すべてが反対の決議ないし会長声明を出しています。安倍首相の改憲戦略に対して、法律家専門家集団は一丸となって強い反対の意思表示を行っています。

16日の集会では、浅井基文・前広島平和研究所長が講演。浅井氏は「国際関係は既に相互依存関係にはいっており、このことが戦争という選択肢を各国から奪っている。唯一の軍事大国・米国が、世界的ヘゲモニーに固執する国際観に問題があり、いかにして米国というネコに鈴をつけさせるかが課題だ」と述べ、さらに、「安倍内閣はポツダム宣言で否定された戦前政治へ日本を回帰させようとしており、戦後の東アジア国際秩序に正面から挑戦している」、「平和憲法の屋台骨が抜き取られようとしている今日、その策動を国民的に阻止することが喫緊の課題である。しかも、平和憲法を換骨奪胎されることを阻止することは、日本の『力によらない』平和観をアメリカ主導の『力による』平和観に対峙させるという巨大な国際政治上の意味を持つ。」ことを強調しました。

集会では、日弁連の憲法問題対策本部副本部長の小林七郎弁護士、「明日の自由を守る若手弁護士の会」事務局長の早田由布子弁護士らが連帯の挨拶をしました。小林弁護士は、「日弁連は強制加入団体だが、憲法解釈の変更を閣議決定で行うことは立憲主義に反するし、集団的自衛権容認は平和主義に反するということで、明確に反対の意思表示をした」と報告しました。

集会は最後に、安倍首相は国会終了までに閣議決定で集団的自衛権行使を容認すると繰り返しているが、手続き面と内容面の両面において憲法に違反する。限定容認論で語られている要件は実体的には何の限定にもならず、認めれば、日本が平和主義を捨て、米国とともに海外で『戦争する国』になることは明らか。安倍首相の進める改憲戦略は、手続き面と内容面の両面において憲法に違反する。法律家6団体は、集団的自衛権の行使容認をはじめとする憲法9条、平和主義の意義を掘り崩すあらゆる動きに対して反対していくとする共同声明兼集会アピールを採択しました。 以上